令和5年10月 [第7版]

後見(保佐,補助) 開始の 申立ての手引



手続を希望される方は,この手引を参考にして 家庭裁判所に申立てをしてください。

函館家庭裁判所

目 次

はじめに せいねんこうけんせい ど	• • • • • 1	
成年後見制度とはどのような制度か		
成年後見制度とは	••••• 3	
法定後見(後見,保佐,補助)のしくみ	• • • • • 4	
<mark>手続はどのように進むか</mark>		
手続の流れ図 _{もうした}	• • • • • 8	
家庭裁判所への申立てはどのように行うか		
申立てをする裁判所	••••• 10	
申立てができる人	• • • • • 11	
申立てに必要な書類や費用	••••• 12	
<mark>申立てをした後の手続の流れ</mark>		
申立人調査,後見人等候補者の調査	••••• 18	
本人の調査	••••• 18	
いこうしょうかい 親族への意向 照 会	••••• 18	
精神鑑定	••••• 18	
後見(保佐、補助)開始の審理・審判	••••• 19	
こうけんせいどしえんしんたく こうけんせいとしえんよちょきん 後見制度支援信託,後見制度支援預貯金	•••• 20	
後見(保佐,補助)開始の審判確定と登記	••••• 22	
成年後見人(保佐人、補助人)になったら何		
仕事の始まり (就 任 後の財産目録・後見事務報	報告書の作成)・・ 23	}
成年後見人(保佐人、補助人)の主な仕事	• • • • • 22	1
guidan a n 財産管理を行う上で	••••• 25	5
事前に家庭裁判所の許可が必要な事務	• • • • • 26	3
成年後見人等の費用と報酬	• • • • • 2	6
後見(保佐,補助)監督とは		
後見(保佐,補助)監督とは	••••• 27	7
成年後見人(保佐人,補助人)の仕事が終わ	るとき	
本人が死亡したとき	••••• 28	3
成年後見人等の辞任	• • • • • 28	3

はじめに

この手引は、函館家庭裁判所に、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、各制度の内容、申立てに必要な書類、申立て後の手続の流れ、成年 こうけんにん (保佐人、補助人) の役割などについて、説明したものです。

まずはじめに、成年後見制度のイメージをつかんでいただくため、成年後見制度 を利用したケースを2つご紹介します。

A男さんのケース

A男さんは60歳です。幼い頃から軽度の知的障害があります。両親が亡くなり、3ヶ月前から自宅で1人暮らしをしています。最近訪問販売業者に強くすすめられて、よくわからないままに高価な布団セットを買ってしまいました。ほかにもいろいろな訪問販売業者が家にきており心配です。

事情を知った妹は、家庭裁判所に保佐開始の申立てをしました。

申立て後、必要な調査をへて、A男さんに保佐を開始し妹が保佐人に選ばれました。その後、A男さんは必要のないリフォーム工事の契約をしてしまいましたが、妹は保佐人として契約を取り消すことができました。

※ このケースでは妹が保佐人になりましたが、親族が保佐人 (後見人、補助人)をつとめられそうにない場合は、あらかじめ、

べんこし しほうしょし しゃかいふくしし 弁護士,司法書士,社会福祉士などの専門家に相談して候補者になってもらい, 申立てをする方法もあります。候補者を立てずに申立てをすることもできます。

B子さんのケース

B子さんは78歳です。2年位前から物忘れが目立つようになりました。同居している長女が心配し、病院で診察したところ、認知症であることがわかりました。

B子さんは半年前に自宅で転んで足の骨を折ってしまい、病院で手術を受けた後、今は一時的に介護者人保健施設に入所しています。長女は、病院や施設の費用を自分の預貯金から支払ってきましたが、この先のB子さんの生活や介護を考えると、相当お金がかかるかもしれず、不安になりました。B子さんが受け取っている年金やこれまで蓄えてきた預貯金を、B子さんの生活や介護にあてたいのですが、認知症が進んでしまったB子さんは、その判断や手続ができません。

長女がB子さんの預金口座がある銀行に相談したところ、成年後見制度の利用をすすめられました。長女は、家庭裁判所へ行って申立ての方法を聞き、必要な書類を準備して、後見開始の申立てをしました。



その後,必要な調査をへて,B子さんについて後見を開始し,長女を成年後見人に選任する審判がなされました。

B子さんは施設を出て1度自宅に戻りましたが、 介護困難となり、今は有料老人ホームで暮らして います。長女はB子さんに面会して、様子を見守 っています。また金銭出納帳をつけてB子さん の収支を管理しています。

成年後見制度とはどのような制度か

<mark>成年後見制度</mark>とは

精神上の障害により判断能力がない方や不十分な方(認知症の高齢者,知的障害者,精神障害者など)を法的に守り支える制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があります。

法定後見制度(法律による後見の制度)

後見

- 判断能力が 全くない 場合に
- 家庭裁判所が後見開始の審判をして, **成年後見人**を選びます。

保 佐

- **判断能力**が **著しく不十分** な場合に
- 家庭裁判所が保佐開始の審判をして, **保佐人**を選びます。

補助

- 判断能力が 不十分 な場合に
- 家庭裁判所が補助開始の審判をして, **補助人**を選びます。

任意後見制度(契約による後見の制度)

- 本人が判断能力のある間に、判断能力が将来不十分な 状態になるのに備えて、公正証書を作成して任意後 見契約を結んで、任意後見人を選んでおきます。
- 判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督 人を選んだときから、任意後見契約の効力が生じます。
- ※ 任意後見制度の詳しい内容や手続方法などについて は、お近くの公証人役場でご確認ください。

成年後見制度

法定後見(後見、保佐、補助)のしくみ

どのようなときに必要か?

たとえば、預金の解約、福祉サービスを受ける契約、遺産分割協議 (※注1)、不動産の売買などの行為や手続をするときに、本人に判断の能力が全くなければそのようなことはできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益になるおそれがあります。

そのため、本人の判断能力をおぎない、法的に援助する人を選んでおく必要があります。

(※注1) 遺産分割協議・・亡くなった人の財産を相続するときに、ほかの相続人と 財産の分け方について話し合うことです。

利用するにはどのような手続が必要か?

本人や関係者が家庭裁判所に、後見(保佐、補助)開始の審判<mark>(※注2)</mark>を求める申立てをしてください。後見開始、保佐開始、補助開始のいずれを求めるかは、

医師の診断書(※注3)を参考にして決めてく ださい。

家庭裁判所は、必要な調査や鑑定を行った後、後見(保佐、補助)を開始する審判をし、あわせて、本人を法的に援助する人(後見人、保佐人、補助人)を選任します。



(※注2) 審判・・・ 家庭裁判所が出す判断、決定。その内容が記された書面を「審判書」といいます。

(※注3)診断書・・ この封筒の中に成年後見制度用の診断書と診断書附票が入っています。



審判の結果(本人の住所氏名や後見人等の氏名など)は、東京
はうむきょく
法務局に登録されます(これを後見登記といいます。)。後見人
等は、後見人等に登録されていることの証明書(登記事項
しょうかいしょ
証明書)を法務局で発行してもらうことができます(有料)。

成年後見人(保佐人,補助人)はどのように本人を援助するのか?

成年後見人(保佐人、補助人)は、代理権、同意権、取消権を用いて本人を援助します。

代理権; 本人に代わって, 本人のために取引や契約等を行う権限

同意権;本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が

本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限

取消権;本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った

場合、後見人等がその行為を無効なものとして、原状に戻す権限



成年後見人は、自動的に広い代理権と取消権を持ちます。本人に代わって、色々な契約を結んだり、財産全体をしっかりと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮しながら援助をします。



保佐人は、本人が行う一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産などの売買、自宅の増改築など)について、本人の利益を害するものでないか十分に注意しながら、本人がしようとすることに同意したり、本人が既にしてしまったことを取り消すなどして本人を援助します。また、家庭裁判所で認められれば、特定のことがらについて代理権を持ち、本人に代わって契約を結んだりすることができます。



補助人は,本人が望むことがらについて,同意権,取消権,代理権を用いて本人を援助します。

後見、保佐、補助を開始する審判手続の違いや、成年後 見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いをまとめる と、次の表のとおりになります。



後見, 保佐, 補助制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方(本人)	判断能力が全くない	判断能力が著しく不	判断能力が不十分な
	方	十分な方	方
申立てができる人	本人,配偶者,親や子,孫など直系の親族をはじめ,兄弟姉		
	妹, おじ, おば, 甥, 姪, いとこ, 配偶者の親・子・兄弟姉		
	妹等		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による精神鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意し	日常の買い物などの	重要な財産関係の権	申立ての範囲内で裁
又は取り消すことがで	生活に関する行為以	利を得喪する行為等	判所が定める行為
きる行為	外の行為	(民法第13条1項	(民法第13条1項
		記載の行為)	記載の行為の一部に
			限る。本人の同意が
			必要)
成年後見人等に与えら	財産に関するすべて	申立ての範囲内で裁	申立ての範囲内で裁
れる代理権	の法律行為	判所が定める行為	判所が定める行為
		(本人の同意が必要)	(本人の同意が必要)

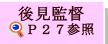


本人の判断能力の程度が後見、保佐、補助の3類型のどれに該当するかわかりづらい場合は、申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立てをしていただければ結構です。申立て後に行われる鑑定等の結果によって、申立て時とは異なる類型の審判がなされることもありますが、その場合、申立人には、「申立ての趣旨変更」という手続(簡便な手続です。)をとっていただくことになります。

手続はどのように進むか

手続の流れ図(@マークがあるところは各ページに詳しい説明があります)





〇成年後見人等から定期的に財産管理状況等の報告を受け,後見事務に問題がないかを家庭裁判所が監督します。

家庭裁判所への申立てはどのように行うか



本人の住所地(住民登録をしている場所)もしくは居住地(実際に暮らしている場所)を管轄する家庭裁判所に申し立ててください。管轄する裁判所は次の表を参考にしてください。

函館家庭裁判所本庁及び支部, 出張所

裁判所名	所在地, 電話番号	かんかつくいき 管轄区域
函館家庭裁判所	7 040-8602	函館市 北斗市 上磯郡
	函館市上新川町1-8	亀田郡 茅部郡
	◎路面電車・・・「昭和橋」又は「千	
	歳町」下車,徒歩4分。バス(函館	
	バス)「昭和橋」又は「千歳町」下車	
	,徒歩4分	
	電話 0138(38)2350	
函館家庭裁判所	〒048-0401	寿都郡 島牧郡
寿都出張所	寿都町新栄町209	
(受付のみ)	電話 0136(62)2072	
函館家庭裁判所	〒043-0043	檜山郡 爾志郡 奥尻郡
江差支部	江差町本町237	久遠郡せたな町の内
	電話 0139(52)0174	旧久遠郡大成町
		二海郡八雲町の内
		旧爾志郡熊石町
函館家庭裁判所	〒049−1501	松前郡
松前出張所	松前町字建石48	
	電話 0139(42)2122	
图館家庭裁判所	T 049-3112	山越郡 瀬棚郡
八雲出張所	八雲町末広町184	久遠郡せたな町の内
	電話 0137(62)2494	
		郡北檜山町
		二海郡八雲町の内
		旧山越郡八雲町

申立てができる人

申立てができる人は**、本人,配偶者,四親等内の親族**(※注4),**市町村長**などです。

(※注4) 四親等内の親族・・ 親や子、孫など直系の親族をはじめ、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等

※ 法律に詳しくないために自分ひとりで 申立てや手続を進めていくことに不安を 感じる方は、弁護士や司法書士に相談す ることをお勧めします。



※ 申立の取下げは、家庭裁判所の許可が必要です。 本人のために手続きを維持すべきと裁判所が判断した場合は、取下げが 認められません。





申立てに必要な書類や費用

申立ての際に必要な書類や費用は、一覧表の形で**封筒の中にある「提出書類一覧表」**に記されています。この一覧表を利用して、必要なものがそろったかどうかを確認してください。

書類のそろえ方や記入方法について、以下に説明します。

1 市区町村から取り寄せる書類(3か月以内に発行された書類を提出 してください。)

必要書類	請求先
本人の戸籍謄本(全部事項証	本人の本籍地の市区町村役場
明書)1通	
本人の住民票1通	<mark>本人</mark> の住民登録地の市区町村役場
※ <mark>本人</mark> の戸籍附票でも可	※戸籍附票の場合は、 <mark>本人</mark> の本籍地の市区町村役場
後見人等候補者の住民票1通	候補者の住民登録地の市区町村役場
※候補者の戸籍附票でも可	※戸籍附票の場合は,候補者の本籍地の市区町村役場

※ 申立て後に住所や戸籍等に変更があった場合は、家庭裁判所に速やかに連絡してください。

2 登記されていないことの証明書(本人の分1通)

- 法務局に申請し**、「登記されていないことの証明書」**の交付を受けてください。
- 函館地区では、函館地方法務局戸籍課が事務を行っています。

函館地方法務局戸籍課の所在地等 —

所 在 地:函館市新川町25-18

電 話: 0138-23-7511(代表) 交 通: 路面電車「千歳町」下車 徒歩1分

○ 郵送申請(交付)は、東京法務局民事行政部後見登録課が取り扱っています。

〒102-8225東京都千代田区九段南1-1-15九段第二合同庁舎 電話03-5213-1234(代表)

03-5213-1360 (ダイヤルイン)

- 本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときは、戸籍謄抄本など親族関係を証明する書面が必要です(これらの戸籍謄抄本は、原本とコピーの双方を提出すれば、原本を返してもらえます。)。
- 証明事項欄外は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人 とする記録がない。」にチェックしてください。
- その他の注意事項については、「登記されていないことの証明書申請書」裏面 の「『登記されていないことの証明書』交付申請に当たっての留意事項」をお読 みください。ご不明な点は、函館地方法務局や東京法務局にお問い合わせくだ さい。

3 本人情報シート、診断書および診断書附票

○ 封筒の中に「本人情報シート(成年後見制度用)」, 「診断書(成年後見制度用)」,「診断書附票」とい う書類が入っています。本人情報シートについては, 本人の福祉関係者(ケアマネージャなど)に,診断



書および診断書附票については,主治医にそれぞれ記入してもらってください。

りょういくてちょう 4 **療育手帳のコピー**

- 本人が知的障害者の場合のみ提出してください。
- 本人の氏名、等級(障害の程度)が分かる部分をコピーしてください。

5 申立書

- あらかじめ記入して提出してください。
- 封筒の中に、後見、保佐、補助開始のいずれにも使用できる「申立書用紙」 及び「申立書の記載例」が入っています。

6 申立事情説明書,後見人等候補者事情説明書

- あらかじめ記入して提出してください。
- 〇 申立事情説明書は、申立人が記入してください(申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方)。後見人等候補者事情説明書は候補者が記入してください。

7 収支予定表

- 定期的な収入と支出を書いてください。記載例を参考にしてください。
 - 「2 本人の定期的な支出」の「品目」欄に記載された品目以外の支出がある場合にはわかる限りの品目をすべて記載してください。

金額を具体的に特定しにくい支出(たとえば、食費・日用品、電気・ガス・ 水道代等)については、おおよその金額を「約〇万円」といった形で記入して いただければ結構です。

ざいさんもくろく **財産目録**

- 記入例が入っていますので、参考にしてください。
- 申立人または本人の財産を管理されている方が、本人の財産や収支についてわかる範囲で記入してください。



- 手書きする場合は、原本のコピーをお手元に必ず1部残して保管してください。
- パソコンの表計算ソフトで作成する場合は、データを大切に保管し、その後、 適宜、修正して提出できるようにしてください。
- 用紙が不足する場合は、適宜、用紙をコピーしてお使いください。

9 財産や収支を裏付ける資料

収支予定表や財産目録に記した財産や収支について、次の裏付け資料を提出してください。



財産・収支	提 出 い た だ く 資 料
土地,建物	ふどうさんとうきぼとうほん とうきじこうしょうめいしょ ほうむきょく 不動産登記簿謄本(登記事項証明書)・・・法務局で発行
	けんのしょう ※ 登記済権利証は不可。
	通帳のコピー, 証書のコピーなど
預 貯 金	※ 通帳は,「表紙」,支店名の記入のある「中表紙」,「記帳されて
	いる全ページ」をコピーしてください。
株式等	取引残高証明書,証券のコピー,評価額証明書など
生命保険等	保険証書のコピーなど
負 債	借金の残高や返済期間等が分かる資料のコピー
収入	年金通知書のコピー,給与証明書,不動産賃貸借契約書のコピーなど
施設利用料・入院費等の領収書のコピー,健康保険料・介護	
支 出	固定資産税等の通知書等のコピー,家賃・地代の領収書のコピーなど



※コピーは、A4の用紙を用いて別添「コピーの取り方」を参考に、左側に3センチのとじしろの余白を残してください。

申立て時に作成した財産目録のコピーを保存しておくと、選任後、それをもとにしてそれほど苦労なく財産目録を作ることができます。

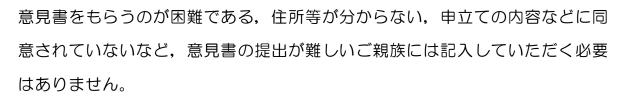
10 親族の意見書

- 家庭裁判所は、申立て内容や、成年後見人(保佐人、補助人)として誰が適 当かということについて、本人のご親族の意見も参考にします。
- そこで、ご親族の皆様が申立てに賛成している場合、申立て時に親族の意見 書を提出していただきますと、比較的速やかに審理を進めることができます。
- 親族の意見書でご意向を確認させていただきたいご親族とは、本人が亡くなったときに相続人となる方々(「推定相続人」といいます。)です。



<推定相続人とは>

- ① お子さんがいればお子さんが、お子さんがいなければ父母が、お子さん も父母もいなければ兄弟姉妹が相続人になります。
- ② 配偶者がいれば、配偶者は①の相続人とともに、常に相続人になります。
- 封筒内に「親族の意見書」の用紙が入っていますので、必要な人数分コピー をとり、各ご親族(推定相続人)に渡して記入して もらってください。
- ただし、上記のご親族であっても、健康状態がす ぐれないため意見書を書けない、遠方に住んでいて



11 親族関係図

○ 記入例にしたがって、作成してください。同じ要領でパソコンで作成しても かまいません。

12 申立てに必要な費用

- 〇 申立て時に、次の印紙、切手をお持ちください。
 - ① 収入印紙:申立て1件につき800円
 - ※ 後見開始の場合は、800円です。
 - ※ 保佐開始,補助開始で同意権を要する行為の定めや代理権付与を求める場合は、それぞれ別に800円が必要になります(たとえば、補助開始、補助人の同意を要する行為の定め、代理権の付与を申し立てる場合は、800円×3件=2,400円分の収入印紙が必要です。)。

② 郵便切手

後見開始の場合は2,712円(500円切手2枚,100円切手7枚,84円切手8枚,50円切手2枚,20円切手2枚,10円切手20枚)。 保佐開始・補助開始の場合は3,852円(500円切手4枚,100円切手8枚,84円切手8枚,50円切手2枚,20円切手4枚,10円切手20枚)

- でんぷしゅうにゅういんし ③ 添付 収 入 印紙:2,600円(登記手続費用)
- ④ 鑑定費用:診断書附票に医師が記入した金額
 - ※ 本人の状態等によっては、鑑定を行わない場合があります。鑑定の必要がある場合は、書類が申立人あて郵送されます。
 - ※ 補助開始の場合は、原則として不要です。

申立てをした後の手続の流れ

申立人,後見人等候補者の面接

函館家庭裁判所では、原則として申立人及び成年後 見人等候補者から、申立てに至る事情などを伺うため の面接を行ってます。



本人の調査

成年後見制度では、本人の意思を登り重するため、家庭裁判所の担当者が直接本人にご意見などをお聴きすることがあります。本人調査の際は、本人に家庭裁判所にお越しいただくことになります。しかし、入院等により外出が難しい場合は、家庭裁判所の担当者が入院先等に直接うかがうこともあります。

親族への意向照会

本人のご親族に対して、書面等により、申立ての内容や後見人等候補者を伝え、これらに関するご意向を確認する場合があります。

せいしんかんてい精神鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるのかを医学的 に判定するための手続です。

申立て時に提出していただく診断書とは別に, 医師によ



る鑑定が必要とされています。多くの場合、本人の状態をよく把握している主治 医に鑑定をお願いしていますので、申立ての準備で主治医に診断書を書いてもら う際に、封筒の中に入っている診断書とあわせて診断書附票にも記入してもらっ てください。本人の状態等により、鑑定を行わない場合もあります。 家庭裁判所は、申立てを受け付け、申立人から鑑定費用(鑑定終了後に裁判所から鑑定医に支払います。)を家庭裁判所に納めていただいた後に、正式に医師に鑑定を依頼します。通常、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼してから鑑定書が提出されるまで1~2か月程度かかります。

後見(保佐、補助) 開始の審理・審判

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、後見(保佐、補助)開始の審判をし、あわせて成年後見人(保佐人、補助人)を選任します。保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意(取消)権や代理権も定めます。

家庭裁判所は,成年後見人等を選任するにあたり,

- ① 本人の心身の状態や生活、財産の状況
- ② 後見人等候補者の生活状況
- ③ 後見人等候補者と本人との利害関係の有無
- ④ 本人の意見

などをふまえて、総合的な判断をして選任します。

そのため、申立時の候補者がそのまま成年後見人等に選ばれるとは限りません。

裁判所は、本人に高額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉に関する第三者の専門家を成年後見人(保佐人、補助人)に選任する場合があります。また、親族の方が成年後見人(保佐人、補助人)に選任された場合にも、その仕事を監督する役目を持つ成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)を第三者の専門家から選任したり、後記の後見制度支援信託等を利用することもあります。第三者の専門家や後見制度支援信託等を利用するための費用は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定したうえで、本人の財産から支払うことになります。本人の財産が安全かつ適正に管理され、または、親族間の紛争を未然に防止するために必要な費用であることを、ぜひご理解ください。

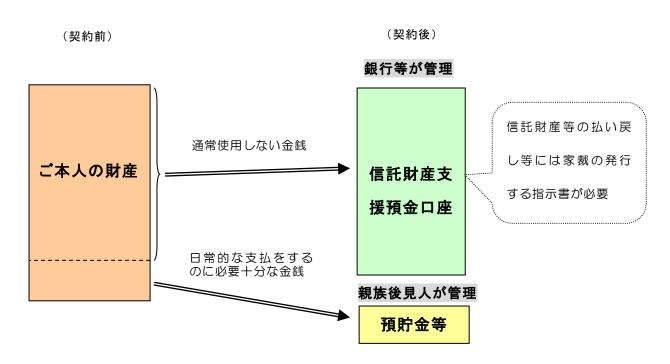
cothetus しえんしんたく こうけんせいどしえんよちょきん 後見制度支援信託,後見制度支援預貯金

後見制度支援信託,後見制度支援預貯金とは

ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として 親族の後見人(以下「**親族後見人**」といいます。)が管理し、通常使用しない金銭 を**信託銀行**等に信託する仕組みを後見制度支援信託といい、銀行や信用金庫の特別 な預貯金口座に預け入れたりする仕組みのことを後見制度支援預貯金といいます。

後見制度支援信託や後見制度支援預貯金(以下,「後見信託等」といいます。)を利用すると、信託した財産や口座に預け入れた預貯金は、後見人が払い戻したり、解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。このように、後見信託等は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。

<後見信託等の仕組み (イメージ)>



後見信託等を利用する場合の手続の流れ

① 家庭裁判所が後見信託等の利用を検討すべきと判断した場合には,原則として、弁護士、司法書士等の専門職を後見人に選任します。



※ 後見制度支援預貯金の場合には、事案によっては専門職後見 人を選任せずに親族後見人に②の手続きを行ってもらう場合も あります。



② 専門職後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて、後見信託等の利用に適していると判断した場合には、利用する銀行や預け入れる財産の額などを設定し、家庭裁判所の指示を受けて、契約を締結したり、後見制度支援預貯金口座を開設します。



③ 信託契約締結又は後見制度支援預貯金の手続終了後,関与の必要がなくなれば専門職の後見人は辞任し、親族後見人に対して、財産の引継ぎが行われます。

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は,次のリーフレットを参照してください。

〇一般社団法人信託協会リーフレット

「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」

(https://www.shintaku-

kyokai.or.jp/document/pamphlet.html)



後見(保佐,補助)開始の審判確定と登記

審判書が成年後見人(保佐人,補助人)等に届いてから2週間以内に,だれも不服を申し立てない場合には,後見(保佐,補助)開始審判の法的な効力が確定します。その後,家庭裁判所が,東京法務局に審判の内容を登記してもらうよう依頼します。

成年後見人(保佐人,補助人)の仕事を行うにあたっては,成年後見人等として選任されていることの**登記事項証明書**(5ページ参照)が必要になる場合があります。

- ※ 登記が完了したら裁判所からその旨お知らせします。
- ※ 登記事項証明書は、登記が完了した後であれば、東京法務局又は地方法務局のどちらでも取得できます(12~13ページ参照)。



成年後見人(保佐人,補助人)になったら何をすればよいか

仕事の始まり (就任後の財産目録・後見事務報告書の作成)

- 家庭裁判所は審判書謄本とともに成年後見人(保佐人,補助人)に選任され た人に対し、「成年後見人(保佐人,補助人)の職務について」という書面をお 送りしています。
- 〇 成年後見人等は、それからおおむね1か月以内に、**収支予定表、財産目録**及び**後見等事務報告書**を作り、家庭裁判所に提出するとともに、年間収支の予定を立てなければなりません。
- 申立人が成年後見人等に選任される場合,申立て時 と選任後の二度,財産目録を提出していただくことに なります。申立て時に提出していただく財産目録は後 見等開始の審理のためのものであるのに対し、選任後

の提出は、法律で定められた後見人の義務であり、家庭裁判所が後見人等を監督するための資料となるものですから、必ず提出してください。

申立て時に作成した財産目録のコピーを保存しておくと、選任後、それをも とにそれほど苦労なく財産目録を作ることができます。



成年後見人(保佐人、補助人)の主な仕事

成年後見人、保佐人、補助人に共通すること

- 成年後見人(保佐人,補助人)は、申立てのきっかけになったこと(たとえば、保険金の受取りや預貯金の引出し、遺産分割協議など)が終わった後も、本人を法的に保護しなければなりません。
- 〇 本人の意思を 尊 重 し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、 財産管理などの事務を行ってください。
- 〇 本人を保護することが成年後見人(保佐人,補助人)の仕事ですので,成年後 見人(保佐人,補助人)は,本人の利益に反して本人の財産を処分(売却や贈与 など)してはなりません。
- 成年後見人(保佐人,補助人)は、家庭裁判所から求められたときに、財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。



成年後見人の主な仕事

- 成年後見人は本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、預貯金に関する取引、必要な費用の支払い等の財産管理と、医療や介護に関する契約等の身上保護について、本人を代理して事務や契約を行うことになります。
- また、成年後見人は、本人が行った契約などを取り消すことができます。

保佐人の主な仕事

〇 保佐人の仕事は、本人の預貯金の払戻し、不動産の売買、金銭の借入れ等、財産に関する重要な行為を行う際に同意することや、本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。

また、審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。

補助人の主な仕事

- 補助人の仕事は、審判で認められたことについて、本人に同意を与えたり、本 人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。
- また、審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。



財産管理を行う上で

成年後見人(保佐人,補助人)が本人の財産管理を行うときには、 特に<u>以下の点にご注意ください</u>。

預貯金口座の名義に注意してください

○ 本人の財産を預貯金等で管理する場合は、本人名義とするか、あるいは、「○
 ○○○の成年後見人△△△△」名義などとしてください。成年後見人等の個人の名義の口座で管理をすると、本人と後見人等の財産の見分けがつかなくなってしまいます。絶対にしないでください。

収支の管理の工夫

○ 成年後見人(保佐人,補助人)は、家庭裁判所から求められたときに、財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。そのときに困らないよう、日ごろから金銭出納帳をつけるなどして収支を記録し、また、高額な領収書などはきちんと保管しておいてください。



その他注意していただきたいこと

○ 本人の利益に反して、本人の財産を処分(売却、贈与、貸し付け等)しては なりません。また、株への投資などの投機的運用はしないでください。

事前に家庭裁判所の**許可**が必要な事務

きょじゅうようふどうさんしょぶん 居住用不動産処分の許可

本人が居住するための建物またはその敷地(現在住んでいる場合だけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものも含みます。)について、売却、賃貸借、 でいとうけん 抵当権の設定等をする場合は、事前に、「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。



とくべつだいりにん りんじほきにん りんじほじょにん 特別代理人 (臨時保佐人, 臨時補助人)の選任の申立て

本人と成年後見人等の利益が相反する場合(利益相反行為といいます)は事前に、「特別代理人(臨時保佐人、臨時補助人)の選任の申立て」が必要です。



<利益相反行為とは>

たとえば、本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合(本人と成年後見人等がきょうだいで、亡くなった親についての遺産分割協議をする場合など) や、成年後見人等が本人名義の不動産を買い取る場合などです。

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立て

成年後見人の事務を行うに当たって本人宛ての郵便物等が成年後見人に配達される必要がある場合は、事前に、「成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立て」が必要です。

成年後見人等の費用と報酬

- 〇 後見(保佐,補助)事務を行うために必要な費用は,成年後見人等が本人の 財産から支出します。

本人の財産から審判で決められた報酬を受け取ることができます。家庭裁判所は、報酬額を決める際に、成年後見人等が行った仕事の内容、本人の資力などを考慮します。報酬付与の審判は第三者に限らず、親族が成年後見人等である場合も申し立てることができます。家庭裁判所の報酬付与が認められない段階で、勝手に報酬を差し引かないよう注意してください。

後見(保佐,補助)監督とは

○ 後見(保佐,補助)監督とは,成年後見人(保佐人,補助人)の事務が円滑に正しく行われるよう,家庭裁判所または後見(保佐,補助)監督人が定期的に成年後見人等から後見等事務の報告を受け,事務に問題がないかを確認し,問題がある場合には改善を求めることです。

成年後見人等が本人の財産をみずからのために使うなど不正な行為をしたときは、家庭裁判所が成年後見人等を**解任**することがあります。

そんがい

また、本人の財産に損害を与えた成年後見人等は、その損害を いしょう 賠償しなければなりません。悪質な不正行為があった場合には、 ぎょうむじょうおうりょう けいじせきにん 業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。



成年後見人(保佐人,補助人)の仕事が終わるとき

本人が死亡したとき

- <u>本人が死亡したときには</u>,成年後見人(保佐人,補助人)の仕事は終わります。<u>速やかに,裁判所にご連絡ください</u>(なお,死亡事実の記載のある戸籍謄本(**除籍謄本**)又は死亡診断書のコピーをご提出いただく必要があります。)。
- 法務局に**後見終了の登記申請**をしてください。
- 本人が死亡してから2か月以内に、管理していた財産の収支を計算し、管理していた財産及び関係書類を本人の相続人に引き渡してください。裁判所がその報告を求めることもあります。
- 成年後見人は、本人が死亡後に、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為を行うことができます。

成年後見人等の辞任

○ 病気などやむを得ない事情があり、成年後見人(保佐人,補助人)が事務を 続けるのが困難になった場合は、家庭裁判所の許可を得て辞任することができ ます。

その際、成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可の申立てが必要です。

○ 辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合は、新たな成年後見 人等に引継ぎを行うことになります。

成年後見人等の解任

思質な不正行為があった場合は、成年後見人等を解任されることがあります。

〇 解任された場合は、新しい成年後見人等が選任されます。

